

基準日設定につき通知公告

当社は、平成 22 年 7 月 2 日を基準日と定め、同日午後 6 時現在の株主名簿上の株主をもって、平成 22 年 7 月 16 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成 22 年 6 月 18 日

埼玉県さいたま市見沼区東大宮 5-32-10
株式会社秀文社
代表取締役 小泉 喜昭